

## 2018 ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ警備業務 募集要領

### 1 事業の趣旨・目的

UCI公認の国際サイクルロードレース 2018 ツアー・オブ・ジャパン京都ステージを平成30年5月21日(月)に開催するに当たり、警備計画に基づき、Tour of Japan 組織委員会(事務局：一般財団法人日本自転車普及協会)や警察等の各関係機関と調整を図り、必要に応じて警備計画の補完・修正を行い、大会が円滑に実施できるよう警備員の手配等を行う。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 2018 ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ警備業務
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成30年5月31日まで(報告等完了まで)

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (2) 京都府税、市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (3) 企画提案募集に係る公告の日から、企画提案の特定の日までの期間に、京都府、京田辺市及び精華町の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて技術提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 参加手続

事業実施主体：T O J 京都ステージ実行委員会

(特定非営利活動法人T O J 京都、京都府、京田辺市、精華町)

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化スポーツ部スポーツ振興課 (京都府庁2号館1階)

電話番号 075-414-4252 ファクシミリ番号 075-414-4285

メールアドレス [sposhin@pref.kyoto.lg.jp](mailto:sposhin@pref.kyoto.lg.jp)

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間 平成30年3月19日(月)から平成30年3月30日(金)まで  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所 上記(1)の担当部署で配布するほか、ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ公式ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限 平成30年3月30日(金)午後5時まで

イ 提出場所 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 ・持参(平日の午前9時~午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)  
・宛先は「ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ実行委委員会事務局」

エ 提出書類 ・記名押印した見積書(A4版)を1部提出  
・運営体制表(または図)を1部提出

※宛名は「特定非営利活動法人T O J 京都」とすること

#### 5 質疑・回答

- (1) 受付期間 公募開始日から平成30年3月23日(金)午後5時必着  
(2) 質疑方法 郵送、FAX又は電子メールにより4(1)に提出すること  
(3) 質疑様式等 様式は任意  
(4) 回答日時 平成30年3月27日(火)  
(5) 回答方法 応募書類を提出された全社に回答

#### 6 選定方法 見積もり合わせ

#### 7 注意事項

- (1) 採用・不採用に関わらず、応募書類等の作成経費は一切支給しない  
(2) 応募書類提出後に辞退する場合は、社印を押印した辞退届けを提出すること  
(3) 契約代金の支払いについては、請求書の受領後、90日以内に一括払いすることとする  
(4) 本契約に係る租税公課(印紙等)は落札業者が負担するものとする  
(5) その他、本募集要領に定めのない事項については、別途、協議の上、決定するものとする